

違法伐採総合対策推進協議会

第5回合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証WG会合 (合法性・持続可能性証明木材供給事例調査中間報告会)

議事要旨

日時：2008（平成20）年2月6日（水）10:00～14:15

場所：永田町ビル 4F 会議室

議事要旨：

1. 開会
2. 資料確認
3. 座長指名 荒谷委員を座長に選出

4. 議事（中間報告）

（1）マレーシア・インドネシア調査

（財）地球・人間環境フォーラムの満田氏、三柴氏より、マレーシア・インドネシア調査についての中間報告があった。

<主な意見、質疑>

○マレーシアでは、インドネシアから違法伐採材が入ってきているとされているが、現状は？また、マレーシアの合法証明書の確からしさを確認して欲しい。
→インドネシア NGO の話では、量は少しではあるが国境線上でトラックに積み替えるなどして違法伐採材が入っているとの話しはあった。

○MTCC でも地域住民と企業の土地紛争が指摘されているが、土地の問題は法律自体に問題があるということか。

→土地の問題に関していえば、政府が言っている合法性と、地元住民が言っている合法性の間に乖離がある。（土地の境界の決め方など）

○販売価格が FSC を取得した後で上昇しているグラフがあるが、景気など他の要素が入っていることも考えられるので、非認証材の価格の変動も入れて比較できるようにしたほうが良い。

○MTCC の基準が厳しくなったと聞いているが、以前と比べてどこがどのように変わったのか、その結果信頼性がどのような向上したのかに触れて欲しい。インドネシアの合法性基準の浸透については、時間がかかると思われるので調査期間が終了した後も継続的にモニターを続けて欲しい。

（2）ロシア（シベリア地区）調査

FoE Japan の佐々木勝教氏より、ロシア調査についての中間報告があった。

<主な意見、質疑>

- 森林法典が変わったことで違法伐採が減るのかどうか。また、中国企業がロシアに進出しているが、その影響は？
- 新しい森林法典は主目的が木材産業の振興ということに重点がおかれているので、直接違法伐採を減らす効果はない。ただ、企業の責任を大幅に強めているので、その意味では自らの責任を重視している大企業等では違法伐採を減らす効果があるかもしれない。中国企業の影響については、今のところ詳細は不明である。
- 現在は新森林法典への移行期であり、伐採の手続きも変わる中で違法伐採に対してどのような点に注意すればよいかにも触れて欲しい。
- 中国では原木の税金が上昇するのが要因で、製材工場をロシア国内に建設している。中国がロシア国内の業者に伐採権を買わせて伐採し、それを加工して製材品にしてから中国に入れているようだ。
- ロシアは丸太輸出に係る税率を急激に引き上げるといふ動きがあるが、今回の報告書にはこのことを肯定的に書かないで欲しい。連邦政府、州政府は違法伐採対策の必要性を認識しているのか。また、現地にある日露合弁企業の考え方も知りたい。
- 連邦政府でも違法伐採対策の必要性は認めており、衛星によるモニタリングを実施して違法伐採業者を摘発している。今回調査した東シベリア地域は、昨年調査の極東の沿海地方とは異なり、中国の業者がまだ地元根付いておらず、州政府や地元企業は秩序を守って今後も安定的に長期に渡って取引をしてくれる日本の企業に期待していることが分かった。この地域の特徴として、違法行為を防ぐために行政機関が横断的に協力して対策を実施していることが挙げられる。木材取引所のシステムが確立すれば合法証明もできると期待できるが、それには需要者側、輸入国側の圧力も必要。

(3) 国内調査

(中) 全国木材検査・研究協会の佐々木氏より、国内調査についての中間報告があった。

<主な意見、質疑>

- 伐採後に伐採届けを出すという例があると聞いているが、実際には？
- 伐採時点で届けが出されていなくても、適合通知書を求めている場合が多い。
- 課題Ⅳで県への調査をしているが、報告書には独自の調達方針木材関連品目の調達量を出した県、方針を出した企業の具体例を挙げて記述して欲しい。
- 企業の意識はまだ低い。紙の調達では環境に配慮する調達が進んでいるが、社内規定で決められていることが多く、社外には出にくい。

(4) 中国調査

木材利用推進中央協議会の林専務理事より、中国についての中間報告があった。

<主な意見、質疑>

- 中国から米国に輸出される木材が多いとのことだが、米国ではレーシー法の改正が議論されており、中国もこの動きには関心があるのではないか。輸入国の違法伐採への姿勢が強まったことの影響もあり、中国独自の森林認証を作ることになったのではないか。ロシアから中国に入ってくる木材のデータをもらっても、それを求める需要者がいないと納入する中国側は出さない。
- 中国が独自の森林認証制度、CoC 認証制度を昨年9月と10月に発表した。世界に対して、中国は森林保護管理に対する態度表明であると共に、木材製品の輸出において米、欧、日など先進国との摩擦回避があるとおもう。輸入材製品の認証法に関して、中国木材流通協会の話しでは、どのような認証制度が良いのか日本等各国の業界団体などと協力して仕組みを作っていきたいと考えているようだ。
- 中国国内産の木材は、認証をとれば認証材として輸入できるが、第三国から中国を経由して入ってくるものについての合法性は分からない。

—了—